（内部組織）

第二十条　研究所に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた研究所の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として国土交通大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として国土交通大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第二十一条　研究所に係る通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして国土交通大臣が定めるものとする。

第十六条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第十八条とし、第十五条を第十七条とする。

第十四条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条を第十六条とし、第十三条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十五条　研究所に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　研究所に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の研究所の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに研究所への出向者の数

二　財務諸表の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、通則法第三十五条の八において読み替えて準用する通則法第三十一条第一項の年度計画に記載されたセグメント（研究所を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第三項中「第十三条において」を「以下」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第九条　研究所に係る通則法第三十五条の六第四項の報告書には、同条第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この条において単に「期間」という。）に係る年度計画に定めた項目のうち当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　期間における業務の実績（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ　期間における中長期計画及び年度計画の実施状況

ロ　期間における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標及び期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。）

二　期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　研究所は、前項に規定する報告書を国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（独立行政法人航海訓練所に関する省令の一部改正）

第十四条　独立行政法人航海訓練所に関する省令（平成十三年国土交通省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削り、第五条を第七条とする。

第四条の見出しを「（中期計画の記載事項）」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改め、同条を第六条とし、第三条を第五条とする。

第二条の見出しを「（業務方法書の記載事項）」に改め、同条中「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第一号中「独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号。以下「航海訓練所法」という。）」を「航海訓練所法」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　航海訓練所に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　航海訓練所の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、航海訓練所の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。